

法人税法等の一部を改正する法律案要綱

一 法人税法の一部改正（第一条関係）

- 1 受取配当等の益金不算入制度について、特定株式等（株式等の保有割合が二五%以上のもの）以外の株式等に係る受取配当等の益金不算入割合を、八〇%（現在は経過措置として九〇%）から六〇%に引き下げる。また、解散による清算所得の金額の計算についても同様とする。

（法人税法第二十三条、第九十三条関係）

（注）平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に開始する事業年度の所得の金額の計算及び当該期間における解散による清算所得の金額の計算については、特定株式等以外の株式等に係る受取配当等の益金不算入割合等を七五%とする。

（附則第三条、第五条関係）

2 賞与引当金制度について、繰入限度額を、使用人等に対して支給された賞与の額を基礎として計算した金額の八〇％に相当する金額とする。

(法人税法第五十四条関係)

(注)平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に開始する事業年度の所得の金額の計算については、繰入限度額を、使用人等に対して支給された賞与の額を基礎として計算した金額の九〇％に相当する金額とする。

(附則第四条関係)

3 その他所要の規定の整備を行う。

二 相続税法の一部改正(第二条関係)

1 相続税の最高税率の引上げ

税率の適用区分の一部を次のように改め、最高税率を七〇％から七五％に引き上げ

る。

(相続税法第十六条関係)

税 率	現 行	改 正 案
七〇%	五億円を超える金額	五億円を超え一〇億円以下の金額
七五%		一〇億円を超える金額

(注) 右記の改正は、平成二年四月一日以後の相続又は遺贈から適用することとする。

(附則第六条関係)

2 贈与税の最高税率の引上げ

税率の適用区分の一部を次のように改め、最高税率を七〇%から七五%に引き上げ

る。

(相続税法第二十一条の七関係)

税 率	現 行	改 正 案
七〇%	七千万円を超える金額	七千万円を超え一億円以下の金額

七五%

一億円を超える金額

(注) 右記の改正は、平成二年四月一日以後の贈与から適用することとする。

(附則第六条関係)

3 その他所要の規定の整備を行う。

三 酒税法の一部改正(第三条関係)

1 酒税の税率を次のように引き上げる。(酒税法第二十二條關係)

種 類	現 行	改 正 案
	(各一キロリットル当たり)	
清酒	一三三、七〇〇円	一六〇、六〇〇円
(アルコール分一五度)		
合成清酒	六五、七〇〇円	八一、六〇〇円
(アルコール分一五度)		
しょうちゅう		
しょうちゅう甲類	一一九、八〇〇円	一三七、五〇〇円

(アルコール分二五度) しょうちゆう乙類	七〇、八〇〇円	八九、〇〇〇円
(アルコール分二五度) みりん	二一、六〇〇円	三九、八〇〇円
(アルコール分一三・五度) ビール	二〇八、四〇〇円	二二三、三〇〇円
果実酒類		
果実酒	四六、三〇〇円	八七、六〇〇円
甘味果実酒	八五、〇〇〇円	一一七、三〇〇円
(アルコール分一二度) ウイスキー類	九八二、三〇〇円	一、〇六九、七〇〇円
(アルコール分四〇度) スピリッツ類	三三一、四〇〇円	三六一、八〇〇円
(アルコール分三七度) リキュール類	八五、〇〇〇円	一一七、三〇〇円
(アルコール分一二度)		

雑酒

発泡酒（麦芽重量割合が六七%以上のもの）	二〇八、四〇〇円	二二三、三〇〇円
発泡酒（麦芽重量割合が二五%以上六七%未満のもの）	一四三、四〇〇円	一五三、六〇〇円
発泡酒（その他のもの）	七八、三〇〇円	八三、九〇〇円
粉末酒	二七六、四〇〇円	三八一、三〇〇円
その他の雑酒（みりんに類似するもの）	二一、六〇〇円	三九、八〇〇円
（アルコール分一三・五度）		
その他の雑酒（その他のもの）	八五、〇〇〇円	一一七、三〇〇円
（アルコール分一二度）		

以上のほか、アルコール度数による加算、減算税率を右記に準じて改めるとともに、発泡性を有する酒類の加算税率を一一、二〇〇円（現行一〇、四〇〇円）に引き上げる。

(注一) 清酒については、平成二年四月一日から平成四年三月三十一日までの間は、一級及び二級に区分し、その税率を、アルコール分15度のもの一キロリットル当たり、一級については二一二、七〇〇円、二級については一四〇、三〇〇円とする経過措置を講ずる。 (附則第八条関係)

(注二) 税率の引上げに伴い、平成二年四月一日前に行われた未納税移出等及び未納税引取り等について所要の経過措置を講ずるとともに、同日における手持品である酒類について、酒税を課することとする。(附則第九条～第十一条関係)

2 その他所要の規定の整備を行う。

四 たばこ税法の一部改正(第四条関係)

1 たばこ税の税率を次のように引き上げる。 (たばこ税法第十一条関係)

	現 行	改 正 案
・ 製造たばこ	三、一二六円 / 千本	三、二八六円 / 千本
(旧三級品を除く。)		
・ 特定販売業者以外の者 により保税地域から引 き取られる製造たばこ	六、二五二円 / 千本	六、五七二円 / 千本

2 専売納付金制度下において三級品とされていた紙巻たばこ(旧三級品)のたばこ税の税率を次のように引き上げる。 (たばこ税法附則第二条関係)

現 行	改 正 案
一、四八四円 / 千本	一、五八〇円 / 千本

(注) 税率の引上げに伴い、平成二年四月一日前に行われた未納税移出等及び未納税引取り等について所要の経過措置を講ずるとともに、同日における手持品である製造たばこについて、たばこ税を課することとする。

(附則第十四条～第十六条関係)

3 その他所要の規定の整備を行う。

五 有価証券取引税法の一部改正（第五条関係）

1 次の有価証券の譲渡に対する税率を次のように引き上げる。

（有価証券取引税法第十条関係）

		現 行	改 正 案
・ 株 券 等	第一種	譲渡価額の〇・一二％	譲渡価額の〇・一五％
	第二種	譲渡価額の〇・三〇％	譲渡価額の〇・四〇％
・ 転換社債券、新株引受権付社債券	第一種	譲渡価額の〇・〇六％	譲渡価額の〇・〇七％
	第二種	譲渡価額の〇・一六％	譲渡価額の〇・二一％

（注）右記の改正は、平成二年四月一日以後に行われる有価証券の譲渡に係る有価証

券取引税について適用することとする。

(附則第十八条関係)

2 その他所要の規定の整備を行う。

六 租税特別措置法の一部改正 (第六条関係)

1 法人税率等の特例

- ・ 法人税率について次の特例を設ける。 (租税特別措置法第四十二条の二関係)
 - ・ 普通法人又は人格のない社団等の各事業年度の所得に係る法人税率について、現行法の三七・五% (現在は経過措置として四〇%) に対して四〇%とする。
 - ・ 内国法人である普通法人が解散又は合併した場合における清算所得に係る法人税率について、現行法の三三% (現在は経過措置として三五・二%) に対して三五・二%とする。
 - ・ 配当等に充てた所得に対する法人税率を軽減する特例について、次の法人の区分

に応じ次の税率によることとして存続させる。

(租税特別措置法第四十二条の三関係)

普通法人	三五% (現在は経過措置として三五%)
中小法人	二五% (現在は経過措置として二六%)
協同組合等	二五% (現在は経過措置として二五%)

- ・ 右記・の改正に伴い、法人の各事業年度において受けた益金の額に算入しない配当等の金額が所得等からした配当等の金額を超える場合に、その超える金額の一・五%に相当する金額を益金の額に算入する特例を存続させる。

(租税特別措置法第四十二条の三の二関係)

(注) 右記の改正は、法人の平成二年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税について適

用することとする。

(附則第二十三条関係)

- ・ その他所要の規定の整備を行う。

2 土地税制

- ・ 長短区分等の特例の廃止

- ・ 個人が土地の譲渡等をした場合において、その所有期間が一〇年以下であっても五年を超えていれば、その譲渡等による所得は短期譲渡所得又は分離重課の対象となる事業所得若しくは雑所得に該当しないとする特例を廃止する。(租税特別措置法第二十八条の四、第三十一条～第三十一条の三、第三十二条関係)

- ・ 法人が土地の譲渡等をした場合において、その所有期間が一〇年以下であっても五年を超えていれば、その土地等は土地譲渡益重課制度の対象となる短期所有土地等に該当しないとする特例を廃止する。(租税特別措置法第六十三条関係)

(注) 右記の改正は、個人又は法人の平成二年四月一日以後に行う土地の譲渡等について適用することとする。(附則第二十条、第二十一条、第二十六条関係)

- ・ 超短期所有土地の譲渡等に係る課税の特例の適用期限の延長
- ・ 個人が所有期間が二年以下の土地の譲渡等をした場合において、その譲渡等による事業所得及び雑所得を特別の税率による分離重課の対象とする特例について、その適用期限を延長し当分の間存続させる。

(租税特別措置法第二十八条の五関係)

- ・ 法人が所有期間が二年以下の土地の譲渡等をした場合において、その譲渡等による譲渡益を特別の税率による重課制度の対象とする特例について、その適用期限を延長し当分の間存続させる。(租税特別措置法第六十三条の二関係)
- ・ その他所要の規定の整備を行う。

3 有価証券譲渡益課税

- ・ 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税における譲渡利益金額について、次の上場株式等の譲渡の区分に応じ次のように引き上げる。

(租税特別措置法第三十七条の十一関係)

	現 行	改正案
・ 転換社債又は新株引受権付社債の譲渡	譲渡対価額の 二・五%	譲渡対価額の 三・五%
・ 上場株式等の譲渡 (・ の譲渡及び信用取引等による譲渡等を除く。)	譲渡対価額の 五%	譲渡対価額の 七%

(注) 右記の改正は、平成二年四月一日以後に行われる上場株式等の譲渡に係る所得税について適用することとする。

(附則第二十二條関係)

- ・ その他所要の規定の整備を行う。

4 その他

- ・ 法人税率の特例を設けることに伴い、みなし法人課税を選択した場合の課税の特例におけるみなし法人所得に対する税率等について所要の整備を行う。

(租税特別措置法第二十五条の二関係)

- ・ 法人税率の特例を設けることに伴い、特定の協同組合等の法人税率の特例における協同組合等の各事業年度の所得のうちの特別の税率の適用範囲について所要の整備を行う。

(租税特別措置法第六十八条の三関係)

- ・ 物品税法を制定することに伴い、外航船等に積み込むため移出される第二種物品に係る物品税を免除する等の特例を設ける。

(租税特別措置法第八十八条の三～第八十八条の四の二関係)

- ・ 通行税法を制定することに伴い、離島航空路線の旅客運賃に係る通行税の税率を三％（原則五％）に軽減する特例を設ける。（租税特別措置法第九十二条関係）
- ・ その他所要の規定の整備を行う。

七 施行期日

この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、みなし法人課税を選択した場合の特例に関する改正規定は、平成二年一月一日から施行する。（附則第一条関係）